香川県デジタル化推進戦略委員設置要綱

（設置）

第１条　本県のデジタル化の推進について意見等を求めるため、香川県デジタル化推進戦略委員（以下「委員」という。）を設置する。

（役割）

第２条　委員は、次に掲げる役割を担うものとする。

(1)　かがわデジタル化推進戦略の企画・立案に関する提言、助言

(2)　かがわデジタル化推進戦略に掲げられた具体的施策等の推進、進捗管理に関する提言、助言

(3)　その他、デジタル化の推進に関する情報の収集、提供、助言

（委嘱）

第３条　委員は、デジタル化の推進に関する知見と豊富な経験、人脈を有する者のうちから知事が委嘱するものとする。

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱のあった日の属する年度の３月 31 日までとし、再任を妨げない。

（謝金等）

第５条　香川県デジタル化推進戦略委員会議に参加する場合の謝金は、１回あたり 9,200 円とする。

２ その他については、別途協議のうえ決定する。

（その他）

第６条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和８年５月１日から施行する。